

令和元年度デマンドバス試行運行について (MONETとの連携協力)

令和元年6月14日
嘉麻市 地域活性推進課

嘉麻市は、2019年(平成31年)2月8日に、ソフトバンク株式会社とトヨタ自動車株式会社の共同出資会社であるMONET Technologies株式会社(モネ・テクノロジーズ、以下「MONET」と)、次世代のオンデマンドモビリティサービスの提供に向けて連携を開始した。

現状の連携内容等は下記のとおり。

記

◇連携内容・・・覚書のとおり。(次頁参照)

◇具体的な取組内容・・・今後、MONETと協議決定し、連携協力を図る。

◇現在想定している市の取組イメージ

2020年4月に全地域運行開始を予定しているデマンドバスを2019年(平成31年)度に部分的に前倒し運行。

※添付資料

- ・ MONETホームページ、会社概要、NEWS <https://www.monet-technologies.com/>
- ・ 覚書
- ・ 関係新聞記事 (2019年(平成31年)2月19日 西日本新聞)

2019年2月18日
MONET Technologies株式会社

MONET、次世代のオンデマンドモビリティサービスの提供に向けて、17自治体と連携

ソフトバンク株式会社とトヨタ自動車株式会社の共同出資会社であるMONET Technologies株式会社(モネ・テクノロジーズ、以下「MONET」)は、自動運転社会の実現を見据え、次世代のオンデマンドモビリティサービスの提供に向けて全国の17自治体と連携を開始します。

連携する自治体

安平町(北海道)、仙北市(秋田県)、横浜市、鎌倉市(神奈川県)、加賀市(石川県)、伊那市(長野県)、岐阜市(岐阜県)、藤枝市(静岡県)、名古屋市、豊田市(愛知県)、大津市(滋賀県)、川西市(兵庫県)、福山市、府中市、東広島市(広島県)、**嘉麻市(福岡県)**、菊池市(熊本県)

なお、横浜市、豊田市、福山市では2018年度中にオンデマンドバスの実証実験を開始します。まずは、2019年2月27日から豊田市で実証実験を行います。詳細は本日発表のプレスリリースをご覧ください。

また、三菱地所と連携して、2019年2月26日から、丸の内エリアを発着地点とした「オンデマンド通勤シャトル」の実証実験を開始します。詳細は本日発表のプレスリリースをご覧ください。

- ・ SoftBankおよびソフトバンクの名称、ロゴは、日本国およびその他の国におけるソフトバンクグループ株式会社の登録商標または商標です。
- ・ その他、このプレスリリースに記載されている会社名および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。
- ・ プレスリリースに掲載されている内容、サービス/製品の価格、仕様、お問い合わせ先、その他の情報は、発表時点の情報です。その後予告なしに変更となる場合があります。また、プレスリリースにおける計画、目標などはさまざまなリスクおよび不確実な事実により、実際の結果が予測と異なる場合もあります。あらかじめご了承ください。

テクノロジー駆使 夢乗せアクセラ

2/19 出

配車17自治体と連携

ソフトバンク、トヨタ実験

ソフトバンクとトヨタ自動車共同出資する「モネ・テクノロジーズ」は18日、福岡県嘉麻市、熊本県菊池市など17自治体と連携し、インターネットを使って柔軟に利用できる配車サービスに取り組みを発表した。配車は自動運転技術の活用を促す。

まず、福岡県嘉麻市の人口が少ない山間地域で27日から実証実験を始める。時刻表はなく、指定のコースを走らせる「モノ」形式とを、利用者がスマートフォンから乗車を予約し、時間と乗降したいバスを指定する。直前予約もできる。料金は一律大人100円、小学生100円。

これまでは電話の予約を受け付けていたが、モネの基盤を用いることで利用

表は、指定のコースを走らせる「モノ」形式とを、利用者がスマートフォンから乗車を予約し、時間と乗降したいバスを指定する。直前予約もできる。料金は一律大人100円、小学生100円。

3月末までに横浜市、広島県福山市、同様の実験を始める。1自治体も順次、他の連携する自治体でも多数な配車サービスに取り組み予定。

モネ・テクノロジーズの配車事業の仕組み



覚書

【福岡県嘉麻市】(以下、「甲」という。)、MONET Technologies 株式会社(以下、「乙」といい。甲ないし乙を総称して「本件当事者」という。))は、甲の行政区域における自動運転車両の普及に向けた次世代運行サービスに係る施策等を互いに連携して取り組むこととし、次の通り覚書(以下、「本覚書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、自動運転車両の普及に向けた次世代運行サービスの施策の検討、市内の移動における回遊性の向上ならびに移動に係る諸問題の解決と利便性の充実の検討にあたり、基本的条件を本件当事者間で確認することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 本件当事者は、次に掲げる事項について、連携協力して実施するものとする。
(1) 次世代運行サービス施策に係る候補地及び実施内容の検討
(2) 次世代運行サービス実施に係る交通事業者ならびに地域住民等、利害関係者への理解活動
(3) その他前条の目的達成に必要と認める事項

(費用負担)

第3条 本件当事者間で別途協議の上、定めるものとする。

(秘密保持)

第4条 1. 本件当事者は、本覚書に関連して他の当事者から提供を受けた情報(有形・無形を問わない)を秘密情報(以下、「本秘密情報」という。)として扱い、第1条の目的遂行のためのみに使用するものとし、法令又は証券取引所規則の定めにより開示を強制された場合を除き、本覚書の内容及び本秘密情報を他の契約当事者の事前の書面(電子メールを含む。)による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の何れかに該当する情報は、この限りではない。なお、本秘密情報を開示した当事者を開示者、本秘密情報の開示を受けた当事者を受領者という。

- (1) 開示の際、既に公知となっていたもの
- (2) 開示の際、既に保有していたもの
- (3) 開示後、受領者の責によることなく公知となったもの
- (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの
- (5) 受領者が本秘密情報に依拠せずに独自に開発したもの

2. 前項にかかわらず、受領者は、本覚書の履行に際して本秘密情報を知る必要のある自己の役職員に本秘密情報を開示することができる。

3. 第1項にかかわらず、受領者は、本秘密情報を弁護士、公認会計士又はコンサルタント等の法律上守秘義務を負う専門家に開示することができる。

(公表)

第5条 本検討の存在及び内容に関する対外公表については、その時期、内容、公表方法等の詳細を含めて本件当事者で都度協議の上、合意の上で行うものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から2020年3月末日までとする。なお、期間満了の6か月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がない場合、同一条件で自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第7条

1. 本件当事者は、それぞれ他の当事者に対し、次の事項を確約する。
 - (1) 自ら又は自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下併せて「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本覚書の締結及び履行をするものではないこと。
2. 本件当事者は、自ら又は第三者を利用して、本覚書に関して次の行為をしてはならない。
 - (1) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - (2) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
3. 本件当事者は、他の当事者が第1項又は第2項の規定に違反した場合、何ら催告を要せずして、本覚書を解除することができる。
4. 本件当事者は、他の当事者が本覚書に関連して締結した契約(以下、「関連契約」という。))に関して、関連契約の当事者が反社会的勢力であることが判明した場合、当該当事者に対して関連契約の解除等必要な措置を講ずることを求めることができる。
5. 本件当事者は、前項の規定により当該当事者に必要な措置を講ずよう求めたにもかかわらず、当該当事者が正当な理由なくこれを拒否した場合、本覚書を解除することができる。
6. 本件当事者は、第3項又は前項の規定により本覚書を解除した場合、自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

(義務の不存在)

第8条 本件当事者は、本覚書に別段の定めがない限り、本覚書の締結により、いずれに対しても本秘密情報の開示、別段の契約の締結、その他の義務を課するものではないことを確認する。

(非排他性)

第9条 本件当事者は、本検討の対象であるか否かを問わず、本覚書の締結をもって、第三者との協業その他の事業の実施が制約されるものではないことを確認する。

(協議)

第10条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、関係法令及び慣行に従い、相互に誠意を持って協議し、解決にあたるものとする。

以上、本覚書締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

2019年 2月 8日

甲 福岡県嘉麻市上白井446番地1
嘉麻市
嘉麻市長 赤間 幸弘



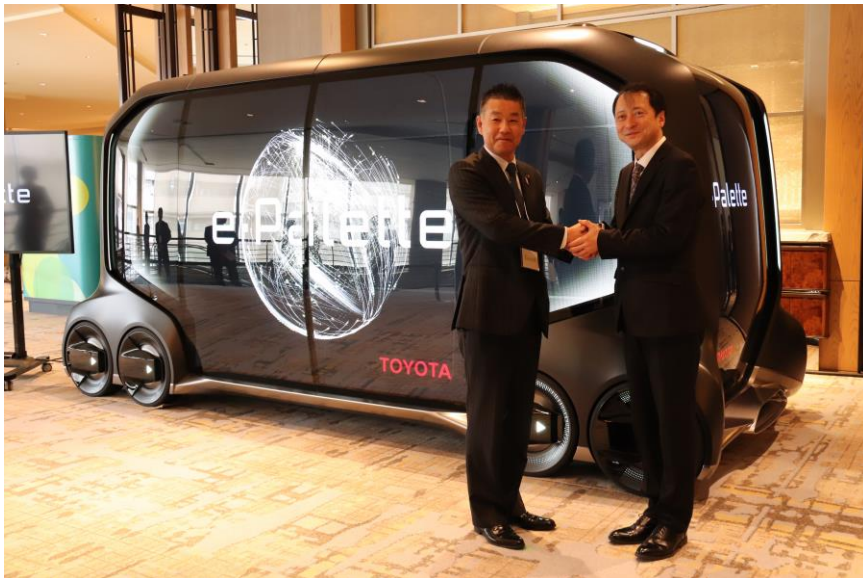
乙 東京都港区東新橋一丁目9番1号
MONET Technologies 株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 富川 潤一



MONET サミットへの参加について

平成31年3月28日、自治体、企業、報道陣総勢600名以上が参加した「MONET サミット」へ参加。

MONET Technologies(株)の戦略や展望を全国の自治体や企業にアピールし広くパートナーを募った。実際に自治体と始めている実証実験やパートナー企業との新しいビジネスモデルも紹介され、全国17自治体との連携発表についても紹介が行われた。



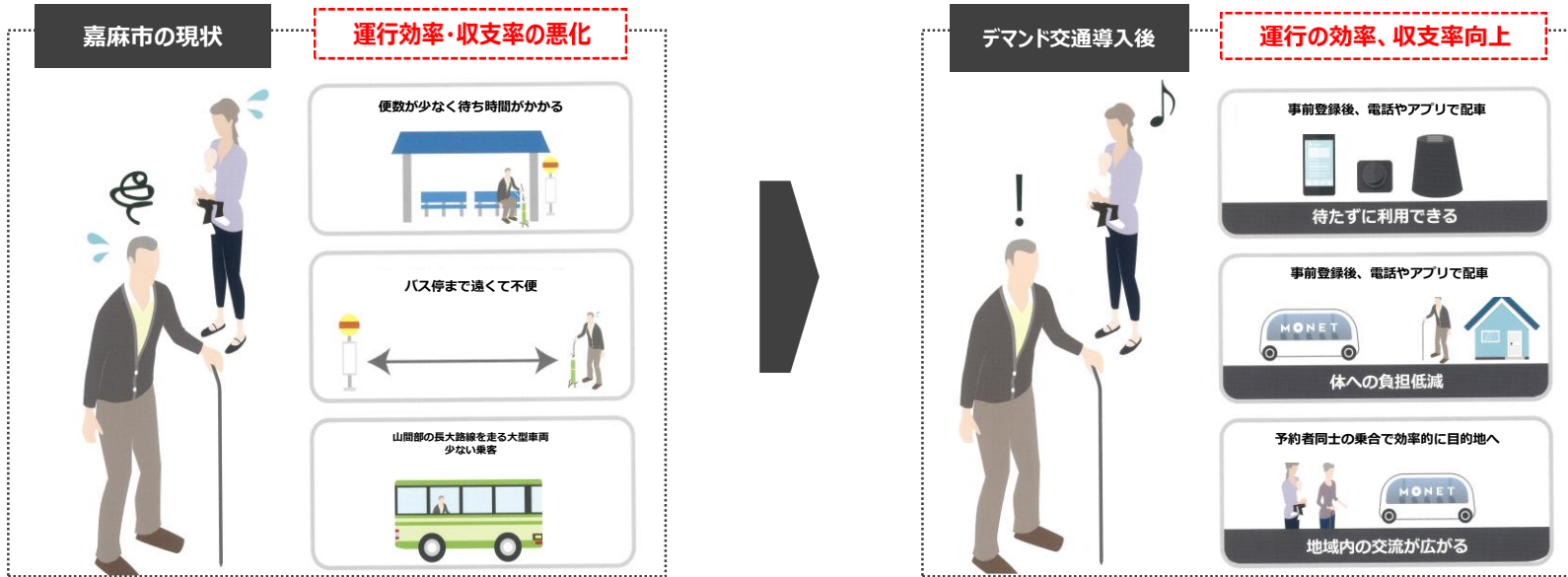
赤間市長とMONET Technologies(株) 宮川社長
フォトセッションの様子



自治体との連携発表についての紹介

MONET Technologies(株)との主な取り組み内容

デマンド交通に関する連携協力



※ デマンド交通とはバスとタクシーの要素を融合させた新しい移動手段

バスの要素

バス車両により設置された乗降場所（バス停）の間を乗合で運行。

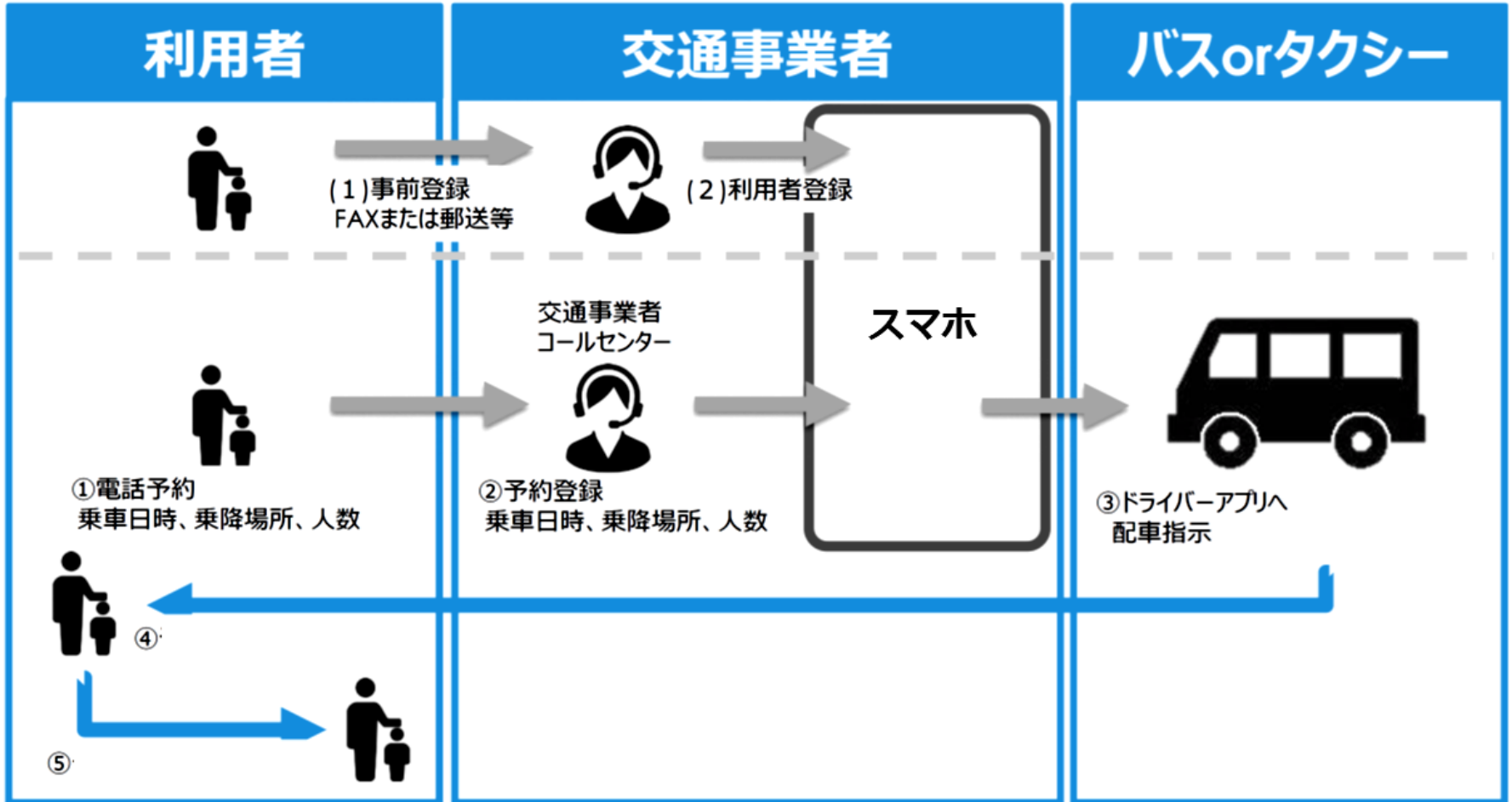
デマンド型運行

事前の予約を受け必要に応じ乗合運行を行う移動手段。

タクシーの要素

1人1契約で利用者の要望に応じて自由経路を運行。（乗合でない）

デマンド型運行 電話予約のフロー（イメージ）



今後の取り組み

- ・ デマンド型運行事業者を選定
- ・ 事業経営の許可、事業計画の認可
- ・ 運賃や車両等の届け出、運転手の確保、研修
- ・ 予約事務所の準備、車両の準備
- ・ **2019（令和元）年10月以降～ 嘉穂地区での試行運行を開始（※MONET連携）**
- ・ **2020（令和2）年4月～全地域での運行開始（※交通網形成計画、運行計画のとおり）**

区域面積が大きく、集落が点在し、定時定路線運行があまり有利でない嘉穂地域においてデマンドバス運行を試行する。

一部地区
オンデマンドサービス

嘉麻市全域
オンデマンドサービス

オンデマンドサービス継続
データ集積

自動運転実証実験

2019年度

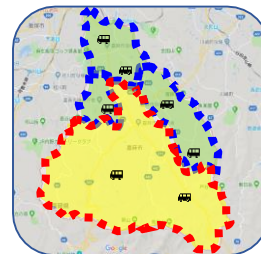
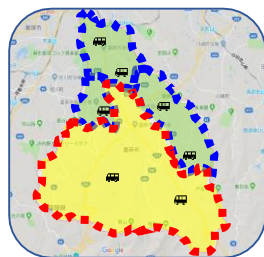
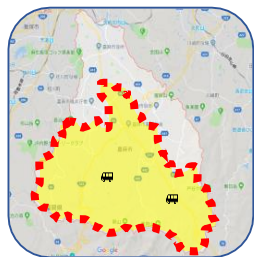
2020年度

2021年度

20××年 半ば

下期

上期



嘉穂地区運行スタート

全地区運用開始

全地区運行継続

e-Palette 導入へ

嘉穂地区（2台）

稲築地区（2台）、碓井地区（1台）、山田地区（2台）を追加

今後のスケジュールについて（イメージ）

事項	H31.4月～R1.6月	R1.7月～9月	10月～12月	R2.1月～3月
業者選定 公共交通会議	→			
車輛準備	→			
システム準備		→		
運行準備		→		
試行運行開始			→	
嘉麻市議会	→	→		

概要説明

補正予算

想定される経費（整理中）
・運行委託経費 ・システム経費